

## 電波法に定める技術基準に合致しない 無線設備の販売業者等への対応

総務省は、2月6日付けで、電波法に定める技術基準に合致せず、航空無線通信に重大な障害を発生させるおそれがある無線方式の監視カメラ等の販売業者等に対して、障害発生に関する注意喚起及び被害防止対策の要請を行いました。

### 1 概要

総務省は、インターネットで広く販売されている無線方式の監視カメラのうち、航空保安施設の無線局などに重大な障害を与えるおそれがあるものについて、早急に対応を行う必要があるとの判断から、これらの製造業者又は販売業者9社に対して注意喚起し、当該設備が電波法で定める技術基準に適合しない場合には、その発射する電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止対策を要請する行政指導を行いました。

### 2 目的

電波法に定める技術基準に合致しないにもかかわらず、微弱で免許不要と称される無線設備が市場に流通し、国民生活に必要な不可欠な重要無線通信\*に重大な障害を与える事案が発生しています。

このような障害の発生を未然に防ぐため、技術基準に合致しない設備を購入し使用しないよう、これらの設備の使用に係る問題について広く国民に理解していただくことが重要です。

本件は、消費者が違法な設備と知らずに使用することにより、障害を発生させることのないよう、消費者保護の観点から周知・啓発するものです。

電波を使用する機器を購入される際は技術基準適合証明のマーク（技適マーク）が付いていることを確認する等、安心して使用できるものをお選びいただくようお願い致します。

\*電気通信業務、放送業務、航空、消防・救急、警察、気象業務、電気事業、鉄道事業等の重要な無線通信。

### 3 参考

#### (1) 本件設備の不適合性の概要（詳細別紙）

- ・使用周波数帯：1,000MHz～1,200MHz
- ・障害を受けるおそれのある無線設備：航空保安施設（DME、TACANなど）
- ・発射する電波の強度：測定の結果、基準を60～100dB程度超過（約千倍から10万倍）

#### (2) その他

電波法に定める電波の利用ルールの概要は別添のとおりです。（以下のホームページで御覧いただけます。）

([http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring\\_qa/index.htm](http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring_qa/index.htm))

#### (連絡先)

総合通信基盤局電波部電波環境課監視管理室  
横田専門職、丹治  
電話：（代表）03-5253-5111（内線5912）  
（直通）03-5253-5912  
FAX：03-5253-5915

## 今般の行政指導に係る技術基準に適合しない無線設備の概要

| 番号 | 無線設備の用途 | 無線設備の種類                | 測定周波数<br>(使用可能周波数)<br>【MHz】 | 障害を受けるおそれのある無線設備        | 電界強度の測定値<br>(最大値)<br>【dB $\mu$ V/m】 | 免許を要しない微弱な電波の無線局の電界強度の上限<br>【dB $\mu$ V/m】 | 規準値との整合性 | 参考事項               |
|----|---------|------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------------------|--|----------|--------------------|
| 1  | 防犯カメラ等  | S社製<br>映像・音声送受信機セット    | 1120.00<br>(1080/1120/1160) | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 116.8                               | 30.9                                       | 不適合      | 同機種2個のサンプリングテストの結果 |
| 2  | 防犯カメラ等  | S社製<br>映像・音声送受信機セット    | 1120.00<br>(1080/1120/1160) | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 118.2                               | 30.9                                       | 不適合      |                    |
| 3  | 防犯カメラ等  | S社製<br>ワイヤレスカメラ・受信機セット | 1120.00<br>(1080/1120/1160) | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 100.2                               | 30.9                                       | 不適合      | 同機種2個のサンプリングテストの結果 |
| 4  | 防犯カメラ等  | S社製<br>ワイヤレスカメラ・受信機セット | 1120.00<br>(1080/1120/1160) | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 98.3                                | 30.9                                       | 不適合      |                    |
| 5  | 防犯カメラ等  | 製造者不明<br>映像・音声送受信機セット  | 1139.97<br>(1080~1360)      | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 130.8                               | 30.9                                       | 不適合      | 同機種2個のサンプリングテストの結果 |
| 6  | 防犯カメラ等  | 製造者不明<br>映像・音声送受信機セット  | 1139.97<br>(1080~1360)      | 航空保安施設<br>(DME、TACANなど) | 131.5                               | 30.9                                       | 不適合      |                    |

技適マークは、<sup>(※1)</sup>無線機器の安心マークです。

一般家庭などで利用されるワイヤレス機器(無線機器)<sup>(※2)</sup>の正しい使い方

技適マーク



有  
(※3)

無

発射する電波が著しく微弱な無線局の範囲

安心して  
使用  
して  
いただけます。

範囲内  
(※4)

範囲逸脱

無線局の  
免許が必要

免許を受けずに無線局を開設又は運用した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることがあります。

電波は多くの人々が利用しており、社会生活に欠かすことのできない重要なものですが、一方で、電波は有限希少ですので効率的に使うために、様々なルール(※5)が設けられています。

技適マーク(※1)が付いていない無線機器には、これらのルールに従っていないものもあります。ルールに従っていない無線機器を使用すると、知らずに他人の通信を妨害したり、ひいては社会生活に混乱を来すことになりかねません。

技適マーク(※1)に関する詳しい情報は、次のURLをご覧ください。  
[http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring\\_qa/index.htm](http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring_qa/index.htm)

本資料は、一般家庭などで利用されるワイヤレス機器(無線機器)の正しい使い方について分かり易く要約して説明したものであり、電波利用ルールを厳密に、かつ、網羅的に説明したものではありません。

※1 技適マークとは、次の2つの表示の共通の愛称です。

①電波法に基づく特定無線設備の技術基準適合証明等の表示

②電気通信事業法に基づく端末設備等の技術基準適合認定等の表示

なお、電気通信事業法に基づいて固定電話などに付いている技適マークについては、本資料では説明を省略しています。

※2 テレビのリモコンのように赤外線を利用したワイヤレス機器もありますが、この場合は、電波

法は適用されません。

※3 アマチュア無線用の機器及び業務用の無線機器などには、上記以外の手続が必要です。詳しくは総合通信局へお問合せ下さい。

※4 発射する電波が著しく微弱な無線局の範囲に適合した無線機器の一部には、民間が確認した性能証明ラベルが付いている場合があります。

※5 電波法で、使用するチャンネルや送信出力、無線機器の技術基準、違反した場合の罰則などが定められています。